

## 少子社会の少子化対策

前第三特別調査室長

くどう まさゆき  
工藤 政行

「平成21年人口動態統計月報年計（概数）」（平成22年6月厚生労働省）によると、平成21年の合計特殊出生率は前年と同じ1.37であった。平成17年に1.26まで下がって以後微増傾向にあった出生率の回復が早々に頭打ちになったのか、それとも40年間続いた低落が終息を迎えようとしているのか、その判断を下すにはまだ早過ぎるであろう。ただ、年齢階層別出生率は平成18年以降も20-24歳層及び25-29歳層で低下が続いており、晩婚化・非婚化の傾向も止まない状況を合わせ考えると、楽観的な材料には乏しい。

少子化が続けば、我が国の総人口が縮減するだけでなく、人口そのものが高齢化する。平成17年の老年従属人口指数（65歳以上人口／生産年齢人口×100）30.5は、50年後の同67年には79.4まで上昇する（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」出生中位・死亡中位推計）。一方、年少従属人口指数（14歳以下人口／生産年齢人口×100）は、既に生産年齢人口そのものの減少が始まっているため、年少人口の減少によって大きく下降することはない（平成17年20.8→同67年16.4）。つまり、両者を加えた従属人口指数は老齡従属人口指数と並行して上昇し、社会的扶養の度合いは、今後、老齡従属人口指数の上昇分だけ重くなる。

少子化の要因としては、結婚・出産と就業継続のトレードオフ関係、保育・教育の費用、経済的要因による晩婚化・非婚化の進行、医療体制の空洞化等が指摘され、これらの解消に向け、これまでも保育サービスの量的・質的拡充を中心に、母子保健・相談事業の推進、仕事と家庭生活の両立支援等の施策が講じられてきた。しかし、出生率向上への寄与は限定的であった。少子化問題への対応は30年単位で考える必要があるとの意見があるが、しかし、30年後の日本の経済成長率、就業構造、人口移動、結婚・家族観の有り様の変化など、出生率に影響を与える変数を正確に予測することは不可能であり、その意味で、出生率の向上を企図した少子化対策はもともと無理を抱えている。

「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）は、政策の視点を従来の少子化対策から子ども・子育て支援へと明確に切り替えたという点で大きな意味を持つ。子ども手当の支給、高校の実質無償化等の施策は、賛否は別にして、「少子化対策」の中からは生まれなかった発想と言える（ビジョンは少子化社会対策基本法に規定する「大綱」として位置付けられているが、同法はその前文に明記された法制定の動機から見て明らかに「少子化対策」のための基本法であり、法とビジョンとの整合性には問題がある。）。ただし、転換の過程の中で、一人ひとりの個別的な事情への配慮が後背に追いやられることがあってはならないだろう。現在及び将来のこの国全体の利益のために子育ての社会化を推進するという方向の中で、少子化対策についても、出生率を人口置換水準まで回復するといった数値的な目標ではなく、欲しい子どもの数と現実との乖離をもたらす経済的その他の阻害要因を取り除くことに主眼を置き換えることが求められる。